

岩手県告示第329号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成28年岩手県告示第898号）で公示した公共測量を終了した旨県南広域振興局長から次のとおり通知があった。

平成29年4月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 実施した地域 奥州市胆沢区小山、水沢区姉体及び北半郷ほか地内
- （2） 実施した期間 平成28年10月28日から平成29年3月29日まで
- （3） 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量及び地図調整）
- 2（1） 実施した地域 奥州市江刺区藤里及び広瀬地内
- （2） 実施した期間 平成28年11月1日から平成29年1月29日まで
- （3） 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量及び地図調整）